

政策会議報告書

平成27年7月9日

報告者 街づくり計画部長

件名	「市街化調整区域における地区計画の運用指針（計画的土地利用型）」の運用について		
要旨	<p>「第5次所沢市総合計画後期基本計画」及び「所沢市街づくり基本方針」において、地域経済の活性化を図るため、市街化調整区域における都市的土地利用への転換が示されています。</p> <p>この土地利用転換にあたりましては、地区計画（市決定）による手法や、市街化区域編入（埼玉県決定）を前提とする土地区画整理事業の手法などを用いることとなります。</p> <p>このことから、上位計画に基づく土地利用転換を円滑に進めるとともに、地域の特性に応じた適正な土地利用を誘導していくため、その手法の一つである地区計画について「市街化調整区域における地区計画の運用指針（計画的土地利用型）」を定め、7月1日より運用を開始しましたので報告いたします。</p> <p>なお、この運用指針により、市街化調整区域における計画的土地利用型の地区計画の策定方針が定まりましたが、個別具体の事案における可否については、関係法令や国、県との協議等（特に農地の場合等）を踏まえて判断することとなります。</p>		
所管名	街づくり計画部 都市計画課	電話番号	04-2998-9192

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、31部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。